

大阪市児童福祉審議会運営要綱の改正について

1 改正事項

- ・「児童虐待事例検証第1部会」の所掌事項の改正
- ・「保育内容等通告事例専門部会」「放課後事業等通告事例専門部会」の設置
- ・「子どもの権利擁護部会」の所掌事項の規定整備

2 改正理由

児童福祉法等が改正（令和7年4月改正、令和7年10月施行）され、これまでの児童養護施設等の職員による虐待と同様、保育所等の職員による虐待等の発見時の通告義務等の仕組みが設けられ、保育所等において虐待が疑われる事案が発生した場合は、「所管行政庁」が必要な措置を講ずることとし、「所管行政庁」が虐待に関する事実確認や保育所等への指導等の措置を講じた場合、児童福祉審議会へ報告し、審議会は意見を述べることができるとされた。

今回規定された対象施設・事業は、保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館である。

これに伴い、「児童虐待事例検証第1部会」の所掌事項を改正するとともに、「保育内容等通告事例専門部会」「放課後事業等通告事例専門部会」を設置する。

また、「子どもの権利擁護部会」の所掌事項の規定を整備する。

3 施行日

令和7年12月16日（議決予定日）

4 「保育内容等通告事例専門部会」「放課後事業等通告事例専門部会」の委員の選任

弁護士、児童福祉の専門家（学識経験者、児童福祉行政・施設関係者等）から、3名程度の選任を予定している。

【参考】児童福祉法

第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

リ 児童養護施設その他の施設への入所の措置、一時保護の措置その他の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対する児童の意見又は意向に関し、都道府県児童福祉審議会その他の機関の調査審議及び意見の具申が行われるようにすることその他の児童の権利の擁護に係る環境の整備を行うこと。

第三十三条の十四 都道府県知事若しくは市町村長が一般通告若しくは被措置児童等届出を受けた場合又は児童虐待通告を受けた都道府県の知事若しくは市町村の長が当該児童虐待通告に係る児童が被措置児童等虐待を受けた被措置児童等であると認める場合において、当該一般通告、被措置児童等届出又は児童虐待通告（次項及び第三十三条の十六の二第一項において「一般通告等」という。）に係る被措置児童等虐待の防止又は被措置児童等の保護のため必要があると認めるときは、当該都道府県知事又は市町村長は、当該被措置児童等に係る事業、里親、施設又は一時保護の所管行政庁に、速やかに、その旨を通知しなければならない。ただし、当該都道府県知事又は市町村長が当該被措置児童等に係る事業、里親、施設又は一時保護の所管行政庁である場合は、この限りでない。

② 所管行政庁は、次に掲げる場合において、被措置児童等虐待の防止又は被措置児童等の保護のため必要があると認めるときは、速やかに、被措置児童等の状況その他の前項の規定による通知又は一般通告等に係る事実を確認するための措置を講ずるものとする。

一 前項の規定による通知を受けた場合

二 自らが所管行政庁である事業、里親、施設又は一時保護について一般通告又は被措置児童等届出を受けた場合

三 自らが所管行政庁である事業、里親、施設又は一時保護について児童虐待通告を受け、当該児童虐待通告に係る児童が被措置児童等虐待を受けた被措置児童等であると認める場合

③ 所管行政庁は、前項に規定する措置を講じた場合において、被措置児童等虐待の防止又は当該措置に係る被措置児童等若しくは当該被措置児童等と生活を共にする他の被措置児童等の保護のため必要があると認めるときは、当該被措置児童等に係る事業を行う者、里親、施設の設置者又は一時保護を行う者に対する指導又は助言その他の児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

第三十三条の十五 所管行政庁は、前条第二項又は第三項に規定する措置を講じたときは、速やかに、これらの措置の内容、これらの措置に係る被措置児童等の状況その他の内閣府令で定める事項を審議会等に報告するものとする。

② 審議会等は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告に係る事項について、当該所管行政庁に対し、意見を述べることができる。